

# 高知県農業農村整備推進方針 (H26~H30)

平成26年3月

高知県農業振興部農業基盤課

# 目次

1. 本県の農業・農村を巡る課題を踏まえた新たな「高知県農業農村整備推進方針」の策定	..... 1
2. 「高知県農業農村整備推進方針」の基本方向と取組方針	..... 2
3. 具体的な対策と成果指標	
【基本方向Ⅰ】農を強くする	
(1) 多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開	..... 3~5
(2) 農業生産資源の保全管理	..... 6~7
【基本方向Ⅱ】農村を守る	
(3) 南海トラフ巨大地震対策	..... 8~11
4. 取組の実施にあたって踏まえるべき事項	..... 12

# 1. 本県の農業・農村を巡る課題を踏まえた新たな「高知県農業農村整備推進方針」の策定

## 前推進方針(H20.3策定)

### 1. 高品質で多様な農産物の生産を支える基盤整備

- ・生産性の高い農業への転換と担い手の確保
- ・水田の汎用化による畑作導入の促進
- ・農産物輸送の効率化に資する農道等の整備

### 2. 予防保全を通じた基幹的農業水利施設の延命化

- ・農業用水の確保
- ・排水機能の維持

### 3. 安心して暮らせる農村環境の整備

- ・快適で住みやすい農村づくり
- ・「農地・水・環境保全向上対策」の推進
- ・地すべり対策の計画的・効率的な実施
- ・老朽ため池の計画的な整備

## 本県の農業・農村を巡る課題

### 農業の課題

1. 農地の減少と耕作放棄地
  - ・農地面積は28,500ha (H24)で過去10年間で500ha減少
  - ・耕作放棄地は3,920ha (H22)で過去10年間で300ha増加
  - ・耕作放棄地の7割以上を自給的農家と土地持ち非農家が所有
2. 農業者の減少と高齢化
  - ・農業就業人口は過去10年間(H12→H22)で30%減少
  - ・一方、65歳以上の割合が年々増加
3. 農業水利施設の老朽化
  - ・基幹的農業水利施設(点的施設)の7割が耐用年数を超過
  - ・農地廻りの末端施設も老朽化が進行

### 農村の課題

1. 大規模地震の発生
  - ・発生確率は今後30年以内で70%程度
  - ・地震の揺れは全市町村で震度6強以上
  - ・沿岸地域の全ての市町村で最大津波高10m以上
2. コミュニティ機能の低下
  - ・集落の過疎化、高齢化の進行
  - ・農業生産資源の維持管理が粗放化

## 推進方針(H26~H30)

### I. 農を強くする

#### 1. 多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開

- ・地域の中心となる経営体への農地集積
- ・良好な営農条件の確保
- ・地域共同活動による優良農地の維持確保

#### 2. 農業生産資源の保全管理

- ・農業水利施設の戦略的な保全管理
- ・地域共同活動による農業生産資源の長寿命化

### II. 農村を守る

#### 3. 南海トラフ巨大地震対策

- ・農業集落における防災・減災対策の推進
- ・土地改良施設の耐震強化

## 2. 「高知県農業農村整備推進方針」の基本方向と取組方針

◎対象期間・・・H26～H30（5力年）

基本方向

取組方針

具体的な対策

I. 農を強くする

2本の柱

II. 農村を守る

1. 多様な担い手の確保・育成  
と持続的な農業の展開①地域の中心となる経営体への農地集積  
【指標①】ほ場整備実施地区における農地集積率 75%以上（H25以降着手地区）  
※参考：ほ場整備完了地区（22地区）における農地集積率：34%②良好な営農条件の確保  
【指標②】きめ細かな基盤整備の実施面積 (H25) 1,500ha → 5,000ha③地域共同活動による優良農地の維持確保  
【指標③】「農地維持支払」の取組面積 14,000ha（耕地面積の5割）  
※参考：「農地・水保全管理支払（共同活動）」(H25) 6,108ha

2. 農業生産資源の保全管理

④農業水利施設の戦略的な保全管理  
【指標④】基幹的農業水利施設の機能保全計画策定率 (H25) 65% → 100%⑤地域共同活動による農業生産資源の長寿命化  
【指標⑤】「資源向上支払（長寿命化）」による農業用水路等の長寿命化への  
取組率 (H25) 42% → 50%

3. 南海トラフ巨大地震対策

⑥農業集落における防災・減災対策の推進  
【指標⑥】津波からの避難困難者の安全確保（沿岸地域）  
・計画区域の津波避難困難者数 (H25) 1,800人 → 0人  
【指標⑦】土砂災害からのリスクを軽減（中山間地域）  
・地すべり防止区域における概成率 (H25) 85% → 100%  
・計画区域での避難困難集落の解消 (H25) 16集落 → 0集落⑦土地改良施設の耐震強化  
【指標⑧】ため池の耐震化（レベル2）  
・耐震診断 (H25) 3% → 100%  
・耐震化 (H25) 0.1% → 44%  
【指標⑨】農道橋の耐震化率（橋長15m以上） (H25) 50% → 100%

### 3. 具体的な対策と成果指標

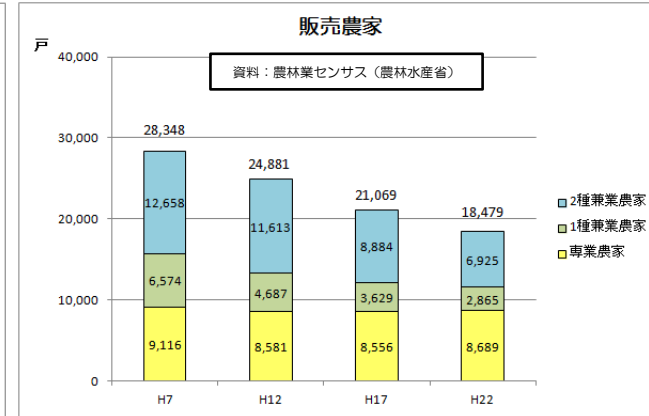
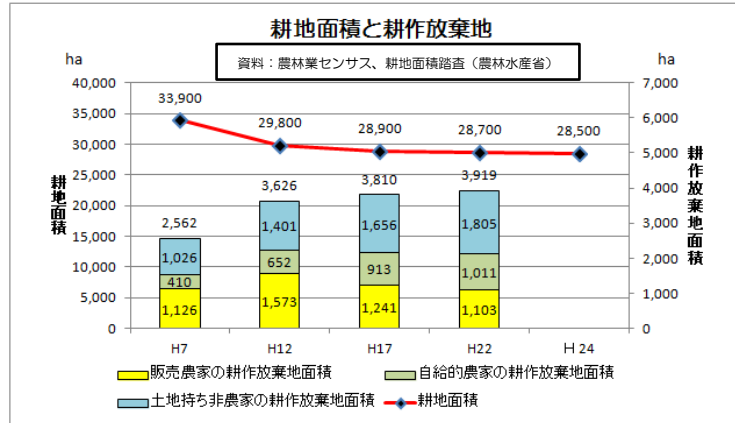
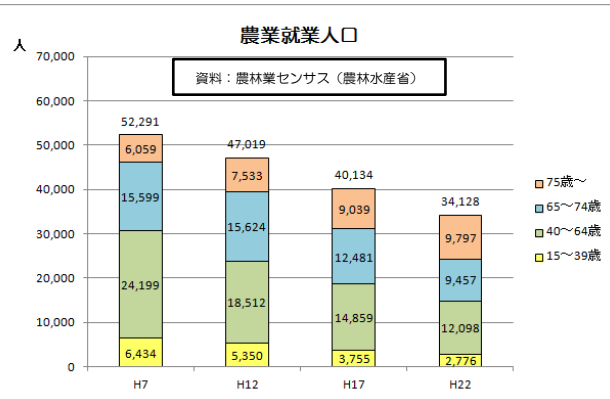
#### I. 農を強くする【基本方向】

#### 1. 多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開【取組方針】

#### 【具体的な対策①】地域の中心となる経営体への農地集積

##### ◆現状・課題

- 農業就業人口は、10年間（H12→H22）で約30%減少
- 農業就業人口のうち65歳以上の割合は、年々増加し56%（H22）
- 耕地面積は28,500ha（H24）で、10年間（H14→H24）で500ha減少
- 耕作放棄地は3,920ha（H22）で、10年間（H12→H22）で約300ha増加
- 耕作放棄地の7割以上を、自給的農家と土地持ち非農家が所有
- このため、耕作放棄地を防止し、持続的な農業を展開するために、担い手への農地集積を推進していくことが重要
- しかし、担い手への農地集積率も全国平均の49.1%に対し23.0%と低調（H22）
- また、担い手に農地を集積するためには、農地の基盤整備が有効であるが、本県のほ場整備率は47%程度（H25）



##### ◆取組内容

- 担い手（集落営農組織や認定農業者等）への農地集積を推進
- 生産性向上による経営規模の拡大を推進

⇒ ほ場整備事業の推進

##### 【成果指標①】

◎ほ場整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率

75%以上（H25以降着手地区）

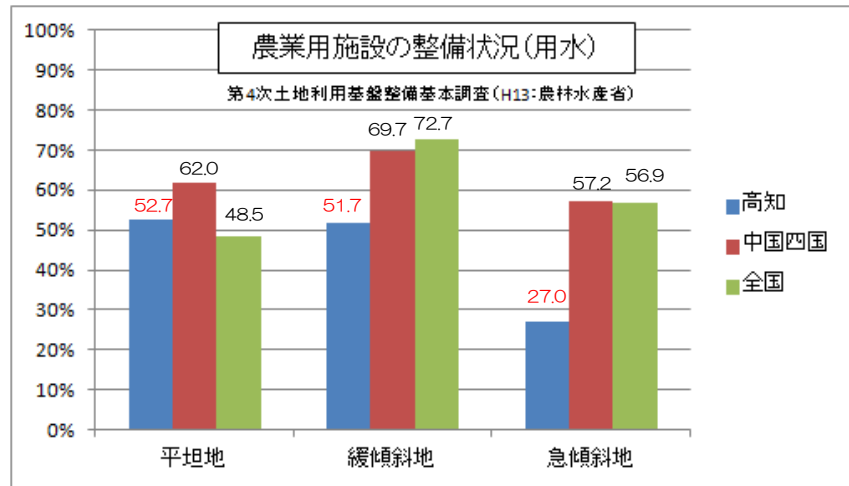
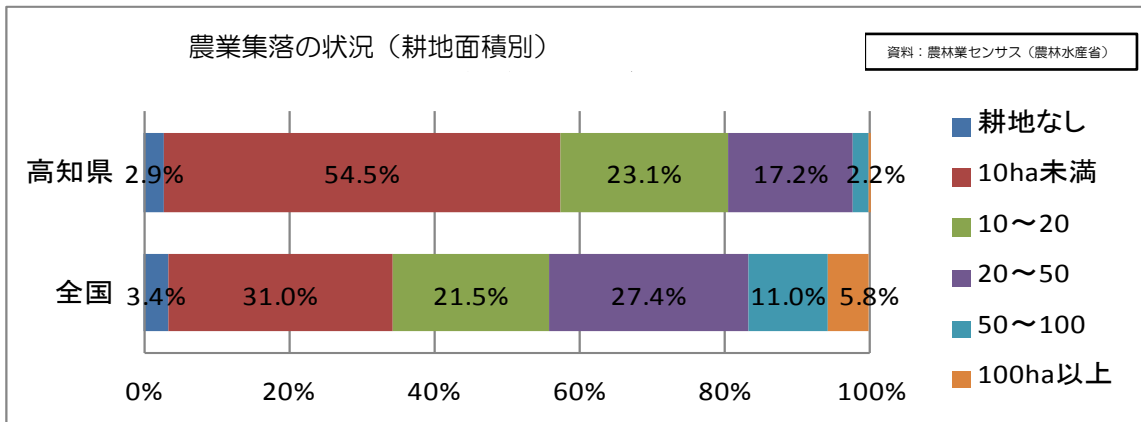
※現状：34%（完了地区平均値（22地区））

# 1. 多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開【取組方針】

## 【具体的な対策②】良好な営農条件の確保

### ◆現状・課題

- これまで、基幹的な幹線用排水路や基幹農道の整備を推進してきたが、末端の農業用水路や農作業道については、まだまだ整備が不十分
- また、本県は耕地面積10ha未満の集落が5割以上と、県営事業等の比較的規模の大きな事業に適合しない地域も多くある。
- 将来にわたって持続的な農業を展開するためには、経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農業生産基盤の課題解決が不可欠
- このため、小規模な地域においても、地域ニーズに沿ったきめ細かな対応が必要



### ◆取組内容

- 地域の立地条件や営農実態に応じた多様な基盤整備の実施を通じて、良好な営農条件を確保
- 持続的な地域農業の展開を推進

⇒ きめ細かな基盤整備の推進

### 【成果指標②】

◎きめ細かな基盤整備（※注1）の実施面積 (H25) 1,500ha → 5,000ha

※注1：「農業基盤整備促進事業（農林水産省）」等の小規模基盤整備事業

# 1. 多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開【取組方針】

## 【具体的な対策③】 地域共同活動による優良農地の維持確保

### ◆現状・課題

- 農業者の減少や高齢化等による地域共同活動の低下により、水路、農道等の生産資源の維持管理に対する担い手等の負担が增大
- 結果、維持管理が粗放化し、耕作放棄地の増加が懸念
- こうした中、H19から実施している「農地・水保全管理支払」は、生産資源の適切な保全管理に資するとともに、地域のコミュニティ機能の強化にも貢献
- このため、「農地・水保全管理支払」を見直し、H26から実施される「日本型直接支払制度（農地維持支払）」にも引き続き取り組むことが必要

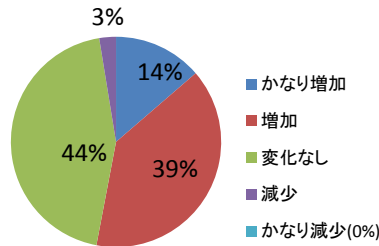
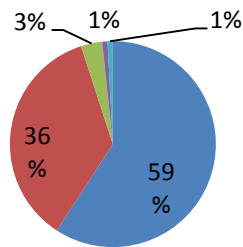
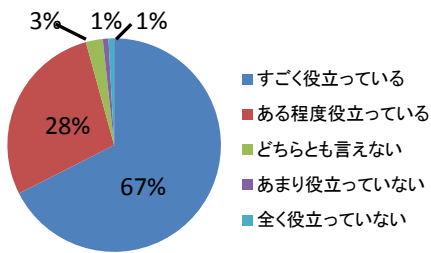
農地・水保全管理支払交付金による効果【アンケート結果（H23：県農業基盤課）】

(1) 生産資源の機能維持

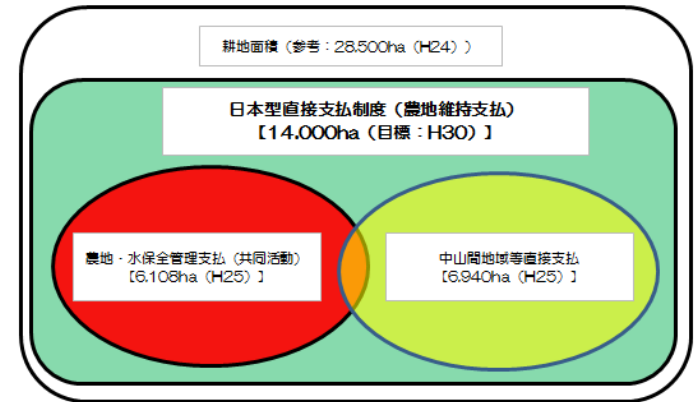
(2) 地域活動への非農業者の参加

① 農業用排水路

② 農道



日本型直接支払制度（農地維持支払）の取組イメージ



### ◆取組内容

- 「農地を農地として維持していく」ために農業者等で構成する活動組織が行う地域共同活動を支援
- 地域共同による保全管理体制の拡充・強化



日本型直接支払制度の推進  
（農地維持支払）

### 【成果指標③】

- ◎ 「農地維持支払」の取組面積 14,000ha 【耕地面積（28,500ha（H24））の5割】
- （参考）「農地・水保全管理支払（共同活動）」の取組面積（H25） 6,108ha

## 2. 農業生産資源の保全管理【取組方針】

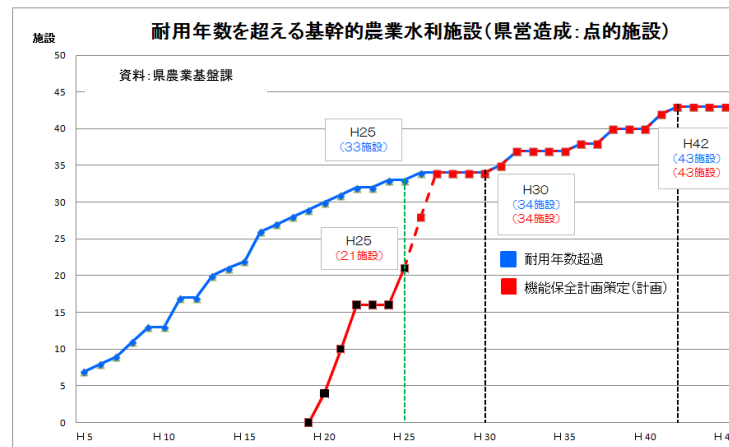
### 【具体的な対策④】 農業水利施設の戦略的な保全管理

#### ◆現状・課題

- 県営土地改良事業で、基幹的な農業水利施設の整備を推進
  - ① 排水機場や頭首工等の「点的施設」は43箇所
  - ② 幹線用排水路の「線的施設」は190kmを整備
- 一方、施設の老朽化が進行し、維持管理コストも増加
- また、単純更新（再建設）は多額の費用負担を伴うためライフサイクルコストが増加
- 特に、排水機場や頭首工（可動堰）等の点的施設は、一旦機能障害に陥れば、営農活動や住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあり深刻な問題
- このため、施設の老朽化度（機能診断）に沿った計画的な予防保全（長寿命化）対策が不可欠
- しかし、耐用年数を超過した33箇所のうち12箇所で機能保全計画が未策定

耐用年数(20年)を経過した施設【H25末時点】			
	施設数 (箇所)	機能保全計画	
		策定済	未策定
排水機場	27	20	7
頭首工	3	1	2
揚水機場	3	—	3
計	33	21	12

資料：県農業基盤課



#### ◆取組内容

- 機能保全計画に基づく予防保全対策の計画的な実施
- 施設の長寿命化とライフサイクルコスト（LCC）の低減
- ※ 「LCC」とは、建設・維持管理等にかかる全てのコスト

⇒ 計画的な長寿命化の推進

#### 【成果指標④】

◎ 基幹的農業水利施設の機能保全計画策定率 (H25) 65% → 100%

※ 「対象」は、県営土地改良事業で造成した排水機場や頭首工等の点的施設のうち耐用年数（20年）を超過した施設とする。（水路等の線的施設は除く）



## 2. 農業生産資源の保安全管理【取組方針】

### 【具体的な対策⑤】 地域共同活動による農業生産資源の長寿命化

#### ◆現状・課題

- 農地廻りには、支線用水路や農作業道等の「小規模な農業生産資源」が多く存在
- こうした生産資源は、個々の農業者が行う日常管理や年数回の共同活動で保安全管理
- しかし、老朽化の進行により、通常の保安全管理だけでは機能維持に限界
- また、日常管理も、農業者の減少や高齢化による労力の低下により、一部の農業者（担い手等）の負担増
- 営農に直結する農業用水路等の機能低下は、農業者の労働意欲を減退し、ひいては離農等による耕作放棄地の発生が懸念
- このため、地域ぐるみでの保安全管理活動に加え、農業用水路等の農業生産資源の長寿命化が必要

日本型直接支払（資源向上支払）の取組目標

年度	①対象面積		②取組面積 (長寿命化)		長寿命化 への取組率 (%)
	事業名	面積(ha)	事業名	面積(ha)	
H19	「農地・水」 (共同活動) + 「中山間直払」	10,798	「農地・水」 (向上活動)	—	—
H20		11,861		—	—
H21		12,333		—	—
H22		11,975		—	—
H23		12,341		2,221	18.0
H24		12,388		4,611	37.2
H25	12,732	5,348	42.0		
H26	農地維持支払	↓	資源向上支払	↑ 取組拡大 (約1,700ha)	↓
H27					
H28					
H29					
H30 (目標)		14,000		7,000	50.0

資料：県農業基盤課



#### ◆取組内容

- 長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組を推進
- 幹線から支線までの一連の農業水利施設の保安全管理をそれぞれの役割分担のもと戦略的に実施（取組④、取組⑤）

⇒ きめ細かな長寿命化の推進

#### 【成果指標⑤】

- ◎「資源向上支払（長寿命化）」による農業用水路等の長寿命化への取組率（H25：※注1）42% → 50%  
（「農地維持支払」の取組面積に対する「資源向上支払（長寿命化）」の取組割合）

※注1：H25の取組率における対象面積は、「農地・水保安全管理支払（共同活動）」+「中山間地域等直接支払」の取組面積とする。

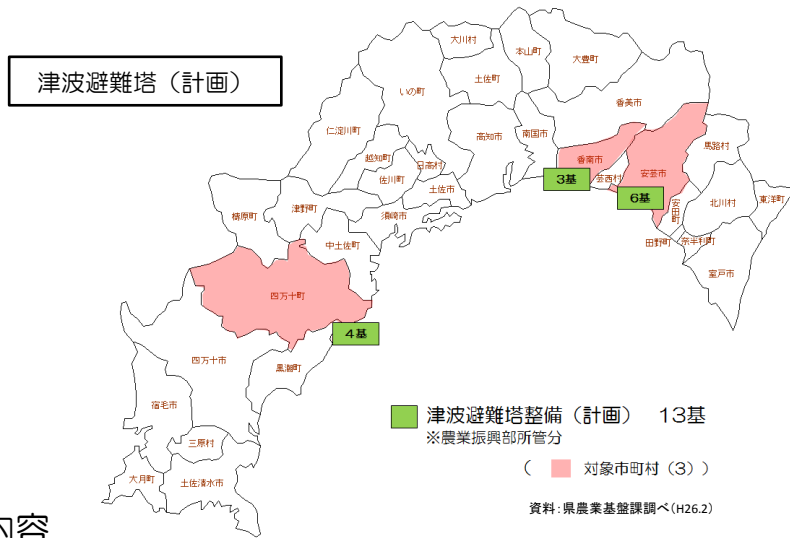
## Ⅱ. 農村を守る【基本方向】

### 3. 南海トラフ巨大地震対策【取組方針】

#### 【具体的な対策⑥】 農業集落における防災・減災対策の推進（沿岸地域）

##### ◆現状・課題

- 南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内で70%程度と切迫度が高まっており、地震対策が喫緊の課題
- 地震の揺れは、震度6強以上と想定（震度7：26市町村、震度6強：8市町村）
- また、沿岸地域のすべての市町村（19）で最大津波高10m以上と想定
- 国、県、市町村、住民がそれぞれの役割分担のもと一体となって津波対策を推進
- 農業・農村分野としても、農村地域の生命を守るため、積極的に支援していくことが必要



##### ◆取組内容

- 農村地域における津波からの防災・減災対策を推進
- 「津波避難計画」に基づく、避難場所（津波避難塔）や避難路（橋梁耐震化、避難誘導灯等）の整備を支援

⇒ 津波避難対策の推進

#### 【成果指標⑥】

◎計画区域での津波避難困難者数 (H25) 1,800人 → 0人

※「計画区域」は、3地区（安芸市、香南市、四万十町）

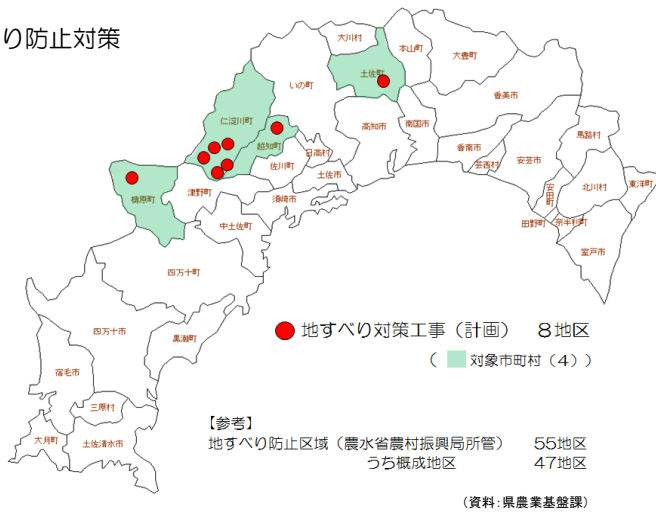
### 3. 南海トラフ巨大地震対策【取組方針】

#### 【具体的な対策⑥】 農業集落における防災・減災対策の推進（中山間地域）

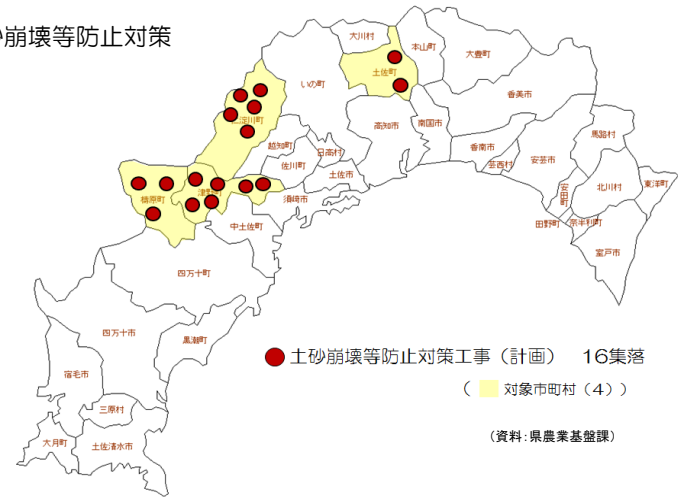
##### ◆現状・課題

- 本県の中央部から北部山間地にかけての中山間地域は、広く破砕帯地すべり地帯に属しており、「地すべり等防止法」により指定された多くの地すべり防止区域が存在（194箇所）
- このうち、農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域は55箇所あり、平成25年度までに47箇所を概成
- また、「南海トラフ巨大地震」では、山間地域においても「震度6強」以上の強い揺れが想定されており、地震時の土砂災害の発生を懸念

(1) 地すべり防止対策



(2) 土砂崩壊等防止対策



##### ◆取組内容

○南海トラフ巨大地震や台風等の自然災害による農村地域の土砂崩壊等防止対策の計画的な推進



(1) 地すべり防止対策の推進  
 (2) 土砂崩壊等防止対策の推進

##### 【成果指標⑦】

- ◎地すべり防止区域における概成率（※注1） (H25) 85% → 100%
- ◎計画区域での避難困難集落の解消 (H25) 16集落 → 0集落

※「計画区域」は、4地区（土佐町、仁淀川町、梶原町、津野町）

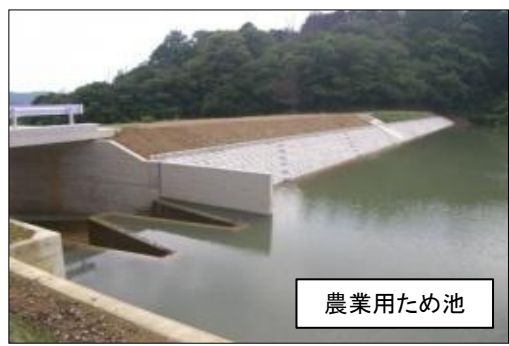
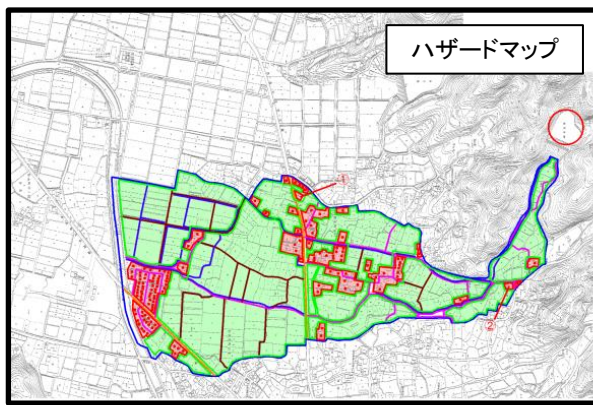
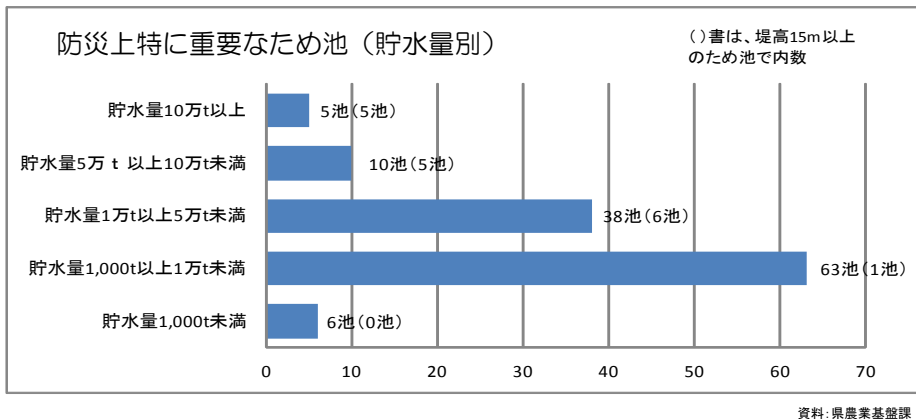
〔※注1：「概成」とは、実害がない程度に地すべりの動きが減速した状態や鎮静化（停止）した状態〕

### 3. 南海トラフ巨大地震対策【取組方針】

#### 【具体的な対策⑦】 土地改良施設の耐震強化（ため池）

##### ◆現状・課題

- 県内にある農業用ため池は415池【H26.3月時点】
- ため池は、河川からの取水が困難な地域などにおいて、農業用水を安定供給する貴重な水源として重要な役割
- 一方、万が一決壊すれば下流域に甚大な被害を及ぼす危険性を有する施設
- 特に、「南海トラフ巨大地震」では震度7相当の強い揺れが想定されており、決壊に対する防災・減災対策が喫緊の課題
- ソフト対策として、最悪のケースを想定し「まずは避難する」という視点で、「ハザードマップ」（災害予測地図）を作成し、地域住民に周知（貯水量1,000m<sup>3</sup>以上：277池）
- ハード対策として、「防災上特に重要なため池（※注1）」（122池）の耐震対策を実施中  
（※注1：「防災上特に重要なため池」とは、万が一決壊した場合に下流の人家や公共施設等に大きな被害を及ぼす恐れがあるため池）



##### ◆取組内容

○ため池の計画的かつ迅速な耐震対策の推進

- ⇒ (1)耐震性の検証  
(2)耐震補強の実施

#### 【成果指標⑧】

◎「防災上特に重要なため池」の耐震診断実施率及び耐震化率（レベル2：震度7相当）

- ①耐震診断 (H25) 3% → 100% 【参考】4池→122池
- ②耐震化 (H25) 0.1% → 44% 【参考】1池→ 54池（※「貯水量1万m<sup>3</sup>以上」又は「堤高15m以上」）

### 3. 南海トラフ巨大地震対策【取組方針】

#### 【具体的な対策⑦】 土地改良施設の耐震強化（農道橋）

##### ◆現状・課題

- 農道は、農業だけでなく、県道・市町村道等とのネットワークや災害時の避難路・緊急輸送路として公共インフラ機能も有しているため、地震等により被災すれば、住民の生命・財産など地域全体に影響
- 特に、農道橋は復旧に多くの時間を要し、地域の社会・経済活動の停滞など被害の長期化も懸念
- このため、大規模地震に対する耐震性の確保が喫緊の課題
- 県内には、比較的利用者の多い「農道橋（県営）（※注1）」が43橋あり、うち16橋は災害時の避難路や緊急輸送路などを「特に重要な農道橋（※注2）」と位置付け
 

（※注1）	県営事業で造成された橋長15m以上の橋梁で、現在も農道として管理されているもの
（※注2）	①緊急輸送路や避難路に指定された橋梁、②地域の社会・経済活動への影響が大きい橋梁
- しかし、「農道橋（県営）」のうち29橋、また「特に重要な農道橋」のうち8橋の耐震性が不明であり早急な耐震対策が必要

耐震性（農道橋）の状況 (H25現在)

	対象 (県営造成)	耐震性	
		確保済	不明
農道橋(橋長15m以上)	43	14	29
うち特に重要な橋	16	8	8

資料：県農業基盤課



##### ◆取組内容

- 農道橋の計画的かつ迅速な耐震対策の推進

- ⇒ (1) 耐震性の検証  
(2) 耐震補強の実施

#### 【成果指標⑨】

◎「特に重要な農道橋」の耐震化率

(H25) 50% → 100%

【参考】 8橋→16橋

## 4. 取組の実施にあたって踏まえるべき事項

### 1. 事業評価の実施

#### ①事前評価

- 事業の新規着手にあたり、第三者委員等で構成する「高知県農業農村整備事業計画審査会」で事業計画を審査
- 事業の効率性や妥当性について、ソフト、ハード両面から審査
- 審査結果を県庁ホームページで公表

#### ②再評価（実施中）

- 事業着手後10年以上経過した地区や事業採択後も未着手である地区などについて、事業計画当初からの社会情勢の変化等を踏まえ、事業継続の妥当性等を審査
- 学識経験者等で構成する「高知県公共事業再評価委員会」で審査
- 審査結果を県庁ホームページで公表

#### ③事後評価

- 事業完了後、概ね5年を経過した地区における事業効果の発現状況等について、農業振興センターで評価
- 評価にあたっては、農業振興部内に設置する「事後評価委員会」の意見を反映
- 評価結果に応じて必要なフォローアップを実施

### 2. 事業の計画的な実施

#### ①「農業農村整備事業管理計画」に基づく進捗管理の徹底

- 「農業農村整備事業管理計画」は、向こう5年間にわたる各種農業農村整備事業の実施プログラム（実施状況、計画、スケジュール等）として、市町村が自主的に策定
- 新規計画の取組状況や今後のスケジュール等を中心に計画内容について、毎年、県と市町村で協議し情報共有
- 計画の進捗状況等を踏まえ、計画内容を毎年見直し・更新

### 3. 環境との調和への配慮

#### ①環境に関する専門家の意見を反映した事業の実施

- 事業の新規着手にあたり、計画区域の住民や農業者の代表者等の意見を踏まえて策定した「環境配慮基本方針」について、環境に関する専門家で構成する「高知県農業農村整備事業環境情報協議会」で意見交換を行い、環境に配慮した事業実施に反映
- 意見を県庁ホームページで公表